○経済産業省令第十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十六日　経済産業大臣　梶山　弘志

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第三（第十条関係）

指定の区分	検定を実施する者				検定設備		
	人数	条件	名称	性能			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
騒音計	［略］	［略］	［略］		［略］	［略］	［略］
電源周波数磁界試験装置	［略］	［略］	［略］	［略］			
電磁波障害試験装置	［略］	［略］	［略］	［略］			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			

改正前

別表第三（第十条関係）

指定の区分	検定を実施する者				検定設備		
	人数	条件	名称	性能			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
騒音計	［略］	［略］	［略］		［略］	［略］	［略］
電源周波数磁界試験装置［新設］	［略］	［略］	［略］	［略］			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。